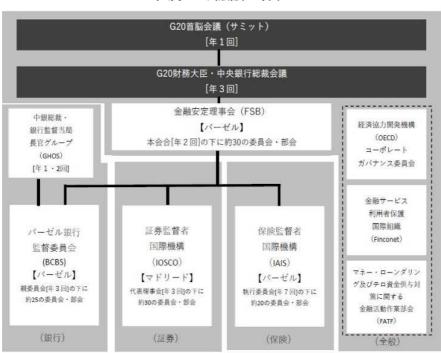
第19章 金融に関する国際的な議論

「国際経済協調の第一のフォーラム」であるG20 やFSBをはじめとする国際的な基準 設定主体において金融庁は、金融規制監督に関する論点を中心に、金融分野に関する幅広 い世界共通の課題に係る国際的な議論に積極的に参画している。



国際的な議論の枠組み

G20·金融安定理事会(FSB)·バーゼル銀行監督委員会(BCBS)のメンバー

国▪機関	G20	FSB	BCBS	国・機関	G20	FSB	BCBS	国・機関	G20	FSB	BCBS
アジア・オセアニア			欧州			中東・アフリカ					
日本	7	0	0	英国	7	0	0	サウジアラビア	0	0	0
中国	0	0	0	ドイツ	7	0	0	南アフリカ	0	0	0
韓国	0	0	0	フランス	7	0	0	基準設定主体			
オーストラリア	0	0	0	イタリア	7	0	0	バーゼル銀行監 督委員会 (BCBS)		0	_
インドネシア	0	0	0	ロシア	0	0	0	証券監督者国際 機構(IOSCO)		0	
インド	0	0	0	スイス		0	0	保険監督者国際 機構(IAIS)		0	
トルコ	0	0	0	オランダ		0	0	国際会計基準審 議会(IASB)		0	
香港		0	0	スペイン		0	0	グローバル金融 システム委員会		0	
シンガポール		0	0	ベルギー			0	BIS 決済・市場インフラ委員会 (CPMI)		0	

米州			ルクセンブ ルク			0	国際機関				
米国	7	0	0	スウェーデ ン			0	国際決済銀行 (BIS)		0	0
カナダ	7	0	0	欧州委員会 (EC)	0	0	0	国際通貨基金 (IMF)		0	0
ブラジル	0	0	0	欧州中央銀 行(ECB)	0	0	0	世界銀行(WB)		0	
メキシコ	0	0	0	欧州中央銀 行(ECB)監 督委員会		0	()	経済協力開発機 構(OECD)		0	
アルゼンチン	0	0	0	欧州連合 (EU)	0						

- (※1) G20メンバーのうち、「⑦」としているのはG7メンバー。
- (※2)証券監督者国際機構 (IOSCO)・保険監督者国際機構 (IAIS) には、それぞれ、上記のほか 100 以上のメンバーが参加。
- (※3) バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) につき、欧州委員会 (EC)、国際決済銀行 (BIS)、 国際通貨基金 (IMF) はオブザーバーとして参加。

第1節 G20

I 沿革

2008年9月のリーマン・ショックに端を発する金融危機をきっかけに、危機対応や規制・監督の改革等について、G7を超えた新興国を含む幅広いメンバーで議論するため、首脳レベルによる会合として同年11月に第1回G20首脳会合(ワシントン・サミット)が開催された。以来、G20は、国際経済協力に関する「第1のフォーラム」として定例化されている。近年では、年1回の首脳会合(サミット)と、年数回の財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、幅広い政策課題について議論が行われている。2020年はサウジアラビア、2021年はイタリア、2022年はインドネシア、2023年はインド、2024年はブラジルが議長国を務める。なお、2020年3月以降、2021年6月末までの間、新型コロナウイルス感染症の拡大により物理会合は開催されていない。

Ⅱ 主な議論

金融関連では、新型コロナウイルス感染症への対応施策の協調や、2020年3月の市場の混乱等を踏まえた金融規制監督上の論点の検討、クロスボーダー決済の改善、グローバル・ステーブルコインへの金融規制監督上の対応、LIBORからの円滑な移行、サステナブルファイナンス、金融包摂等が主要な議題となっている。特に2021年は5年に一度の自国が決定する貢献(NDC)見直しのタイミングであるCOP26(気候変動枠組条約締約国会議)が開催されることもあり、気候変動をはじめとするサステナブルファイナンスは、企業開示の推進や金融機関における適切なリスク管理、資金動員等の観点から、国際的に大きな注目を集めている。

2020年10月にバーチャル開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議においては、 共同声明を発出した。金融関連の主な合意は以下の通り。

- ▶ 我々は、新型コロナウイルスへの国ごとの又は国際的な対応の支えとなる、金融 安定理事会(FSB)の原則へのコミットメントを再確認する。
- ▶ 我々は、ノンバンク金融仲介セクターが十分に強靭であったかの評価を含む、F SBによる 2020 年3月の混乱に関する包括的な確認に期待する。
- ▶ 我々は、特定された課題に対処するための実務的な手順や例示的な所要期間を盛り込んだ、クロスボーダー決済の改善に向けたG20 ロードマップを承認する。 我々は、FSBが国際機関及び基準設定主体(SSBs)と協調して進捗を監視し、ロードマップを見直し、G20 へ年一回報告することを求める。
- ▶ 我々は、FSBが「大きすぎて潰せない問題」に対する改革の影響評価を完了することを期待する。
- ▶ 我々はまた、有害な市場の分断を回避するための取組に関するFSBと証券監督 者国際機構(IOSCO)からの報告書を歓迎し、これら機関のこの問題への更

なる取組みに期待する。

- ▶ 我々は、金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ(GPFI)の今後三年間の取組を導く、更新された「G20金融包摂行動計画(2020FIAP)」を歓迎する。我々は、更新された「GPFI ToR(付託事項)2020」を含む「GPFI作業計画と体制:2020年へのロードマップ」の完了を、最終的な簡素化作業として歓迎する。
- ▶ サステナブルファイナンスの動員、及び金融包摂の強化は、世界の成長と安定にとって重要である。FSBは、気候変動が金融安定に与えるインプリケーションの調査を継続している。我々は、こうした分野における民間部門の参加と透明性の広がりを歓迎する。
- ▶ 我々は、いかなる所謂「グローバル・ステーブルコイン」も、関連する全ての法律上、規制上及び監視上の要件が、適切な設計と適用可能な基準の遵守を通して十分に対処されるまではサービスを開始するべきでないことを支持する。
- ▶ 我々は、FSB、金融活動作業部会(FATF)及びIMFによって提出された、所謂「グローバル・ステーブルコイン」とその他の類似の取組に関する報告書を歓迎する。我々は、各法域における、所謂「グローバル・ステーブルコイン」の一貫した、効果的な規制、監督及び監視を促進するFSBのハイレベルな提言を支持し、その実施状況をFSBが監視することを期待する。我々は、また、基準設定主体がFSBの報告書を踏まえ、既存の基準の見直しに取り組み、必要に応じて調整を行うことを期待する。我々は、デジタル通貨、及び所謂「グローバル・ステーブルコイン」のマクロ金融上のインプリケーションに係るIMFの更なる取組に期待する。我々は、暗号資産及び所謂「ステーブルコイン」に関連するマネー・ローンダリング(ML)、テロ資金供与(TF)及び拡散金融リスクに対処するためのFATFの進行中の作業を支持し、世界全体でのFATF基準の完全、効果的かつ迅速な履行を求める。
- ▶ 我々は、サイバーの強靭性を強化する継続的な努力を支持し、サイバー攻撃への 対応や復旧のための効果的な取組に関するFSBのツールキットを歓迎する。

2020 年 11 月にバーチャル開催されたG20 リヤド・サミットにおいては、首脳宣言を発出した。金融関連の主な合意事項は以下の通り。また、2024 年までのG20 議長国が発表された。

- ▶ 我々は、国際基準と整合的に行動する必要性を含め、新型コロナウイルスへの国ごとの又は国際的な対応の支えとなる金融安定理事会(FSB)の原則にコミットし、FSBに対し、金融セクターの脆弱性の監視、景気循環増幅効果と信用力に関する作業、及び規制・監督上の措置の調整を継続することを求める。
- ▶ 我々は、FSBによる2020年3月の混乱に関する包括的な確認及びノンバンク金融セクターの強じん性を向上させるための今後の作業計画を歓迎する。
- ▶ 我々は、クロスボーダー決済の改善に向けたG20 ロードマップを承認する。我々は、FSBが国際機関及び基準設定主体と協調して進捗を監視し、ロードマップ

を見直し、G20 へ年一回報告することを求める。

- ▶ 我々は、FSBが2021年に「大きすぎて潰せない問題」に対する改革の影響評価を完了することを期待する。
- ▶ さらに、我々は、2021 年末より前にLIBORから代替参照金利へ秩序ある形で 移行することの重要性を再確認する。
- ▶ サステナブルファイナンスの動員及び金融包摂の強化は、世界の成長と安定にとって重要である。FSBは、気候変動が金融安定に与えるインプリケーションの調査を継続している。我々は、こうした分野における民間部門の参加と透明性の広がりを歓迎する。
- ▶ いかなるいわゆる「グローバル・ステーブルコイン」も、関連する全ての法律上、 規制上及び監視上の要件が、適切な設計と適用可能な基準の遵守を通して十分に 対処されるまではサービスを開始するべきでない。我々は、FSB、金融活動作 業部会(FATF)及びIMFによって提出された、いわゆる「グローバル・ス テーブルコイン」とその他の類似の取組に関する報告書を歓迎する。我々は、基 準設定主体がこれらの報告書を踏まえ、既存の基準の見直しに取り組み、必要に 応じて調整を行うことを期待する。我々は、デジタル通貨及び所謂「グローバル・ ステーブルコイン」のマクロ金融上のインプリケーションに係るIMFの更なる 取組に期待する。

2021 年3月にイタリア議長下で初めてバーチャル開催されたG20 財務大臣・中央銀行総裁会議においては、共同声明は発出しなかった。会議では、新型コロナウイルス感染症対策による金融安定への影響や対応に関する国際連携、クロスボーダー決済の改善、気候変動対応等について議論した。また、G20 サステナブルファイナンス・スタディグループの活動再開について合意した。

2021 年 4 月に開催されたG20 財務大臣・中央銀行総裁会議においては、共同声明を発出した。声明における金融関連の主な合意は以下の通り。

- ▶ 我々は、国際通貨基金(IMF)に対し、経済及び金融統計に関する当局間グループIAG及び金融安定理事会(FSB)との緊密な協力の下、考えられる新たなデータギャップイニシアティブに関し、コンセプトノートを準備するよう求める。
- 我々は、サステナブルファイナンスの動員が、世界経済の成長と安定や、よりグリーン、より強靭で、かつ包摂的な社会・経済への移行の促進に不可欠であることを認識する。我々は、FSBに対し、気候関連の金融安定リスクに関するデータの入手可能性とデータギャップの評価、及び気候関連財務開示を改善する方法について取り組み、これらの事項について7月に報告することを求める。我々は、FSBの気候関連財務情報開示タスクフォースの提言に基づき、国際的に一貫性のある、比較可能で質の高いサステナビリティ報告に係る開示基準の重要性に同意する。我々は、民間部門の参加の広がりを歓迎する。我々はまた、こうした分

野での公共部門の参加と透明性の広がりに留意する。我々は、サステナブルファイナンス・スタディ・グループの再設置を歓迎し、作業部会へと格上げするとともに、エビデンスに基づく気候に焦点を当てたG20 サステナブルファイナンス・ロードマップの初版を協力して策定すること、サステナビリティ報告を改善すること、サステナブル投資を特定すること、国際金融機関の取組をパリ協定と整合的にすることについて、2021 年の同部会による作業に期待する。我々はまた、7月11日に開催予定のヴェネツィア気候カンファレンスにおいて、これらの課題について議論を継続することを楽しみにしている。

- ▶ 我々は、新型コロナウイルス危機への対応のために包括的かつ団結した取組を維持すること、及び、金融セクターが金融安定を維持しながら、経済への支援を提供し続けるよう確保することにコミットする。我々は、新型コロナウイルスへの国ごとの又は国際的な対応の支えとなる、2020年4月に合意されたFSBの原則へのコミットメントを再確認する。ほとんどの支援措置は、それらを性急に解除することによって生じうる潜在的リスクを認識し、経済及び公衆衛生の状況から必要である限り継続される。我々は、長期的な金融安定リスクを最小化するために、支援措置の延長、修正あるいは終了を漸進的かつ的を絞った方法で検討する際における、柔軟な状態依存アプローチの便益を議論するFSB報告書を歓迎する。我々は、情報共有、及び合意された国際基準との整合性のモニタリングを含む、金融安定に関する新型コロナウイルス対応措置に関する国際協調を、FSBが支援し続けることを求める。
- ▶ 我々は、システム上重要な銀行の「大きすぎて潰せない問題(TBTF)」に対する改革の実効性に関するFSBの評価報告書を歓迎する。我々は、効果的なTBTF改革が社会に純便益をもたらすという主要な発見に留意し、我々は評価の中で特定された改革のギャップへの対処に取り組む。
- ▶ 我々は、パンデミックから得られた教訓について、金融安定の観点から検討する ことにコミットする。
- ▶ 2020 年3月の市場混乱に関するFSBの「包括的レビュー」報告書に基づいて、 我々は、システミックな観点からノンバンク金融仲介(NBFI)セクターの強 靭性強化に取り組み、FSBがマネー・マーケット・ファンドの強靭性を強化す るための政策提案に関する市中協議報告書を7月に、最終報告書を10月に提出 し、NBFIに関するより広範な作業計画の更新についての報告を行うことを期 待する。
- ▶ 我々は、2020年G20リヤド・サミットで承認された「クロスボーダー送金の改善に向けたG20ロードマップ」の適時かつ効果的な実施及び送金の流れの促進にコミットする。
- 我々は、規制上、監督上及び監視上の枠組がどのようにいわゆる「グローバル・ステーブルコイン」へ対処しているかに関するFSBの進捗報告書、及び中央銀行デジタル通貨の国境を越えた利用と、国際通貨システムへのより広範なインプリケーションに関する幅広い議論に期待する。我々は、いかなるいわゆる「グローバル・ステーブルコイン」も、関連する全ての法律上、規制上及び監視上の要

件が、適切な設計と適用可能な基準の遵守を通して十分に対処されるまではサービスを開始するべきでないことを再確認する。

- ▶ 我々は、金融セクターにおけるサイバーインシデント報告の調和に関するFSB 報告書に期待する。
- ▶ 我々はまた、LIBORからの移行に関する進捗報告書に期待する。我々は、LIBOR指標の停止日に関する発表による明確性の向上を歓迎し、2021年末までの円滑な移行の重要性を再確認する。
- ▶ 我々は、暗号資産及び暗号資産交換業者に関するFATF基準のグローバルな履行についての2回目の12か月レビューの妥当性を認識し、いわゆるステーブルコインがFATF基準の対象であることを認識する。
- ▶ 昨年承認された「G20 金融包摂行動計画」に基づき、我々は、特に最も脆弱で十分なサービスを受けられない人々や中小零細企業にとって、新型コロナウイルス危機を通して拡大しているかもしれない金融包摂上のギャップを特定し対処する、金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ(GPFI)の取組を支持する。

参考: G20 サステナブル・ファイナンス作業部会(SFWG)

2016年にG20中国議長下で Green Finance Study Group として設立。2018年より Sustainable Finance Study Group (SFSG)と改称。2019年より活動休止していたが、2021年G20議長国伊の提案で、2月財相中銀総裁会議にて活動再開を決定し、4月財相中銀総裁会議声明において作業部会(Working Group)への格上げに合意した。2021年の活動再開後は米国・中国が共同議長を務める。2021年には、特に気候変動に焦点を当てて、サステナブルファイナンスに関する様々な国際的な取組みをまとめたG20 サステナブルファイナンス・ロードマップの初版を策定すること等が予定されている。

第2節 金融安定理事会(FSB)

I 沿革

1997年に発生したアジア通貨危機の際、一国における金融危機が容易に各国に伝播(contagion)した経験を踏まえ、1999年2月のG7における合意に基づき、金融監督の国際的な協調体制を強化する観点から金融安定化フォーラム(FSF:Financial Stability Forum)が設立された。

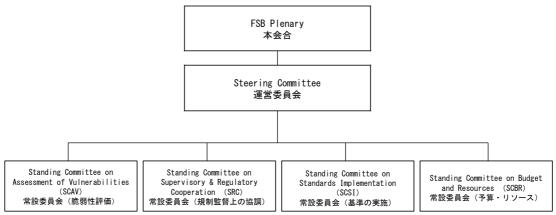
その後、リーマン・ショックを契機に、メンバーをG20の財務省・中央銀行・監督 当局や国際機関などに拡大し、FSFを改組する形で2009年に金融安定理事会(FSB: Financial Stability Board)が設立された。

FSBの主な任務は、各基準設定主体における作業を調整し、金融システムの安定に係る国際的な課題について議論することである。

Ⅱ 組織

全てのメンバーによる意思決定会合である本会合(Plenary)の下に、作業全体の方向性等を決定する運営委員会(SC:Steering Committee)と複数の常設委員会(Standing Committee)が設置されている。各国はそれぞれ1~3の代表権(本会合の議席数)を有しており、日本からは金融庁のほか、財務省、日本銀行が参加している。なお、2019年9月1日より、常設委員会のひとつである、規制監督上の協調に係る常設委員会(SRC:Standing Committee on Supervisory and Regulatory Cooperation)の議長は当庁の前氷見野良三長官が務めていた。

金融安定理事会(FSB)の組織



また、FSBは、金融システムの脆弱性や金融システムの安定化に向けた取組みについて、メンバー当局と非メンバー当局との意見交換を促す観点から、①アジア、②アメリカ、③欧州、④中東・北アフリカ、⑤サブサハラアフリカ、⑥CIS諸国、の6つの地域諮問グループ(RCGs:Regional Consultation Groups)を設置している。

FSBは、スイス・バーゼルの国際決済銀行(BIS)内に事務局を有している。 2013年には、組織基盤強化のため、スイス法上の非営利法人として法人格を取得した。

Ⅲ 主な議論

1. 気候変動

2019 年 10 月より、脆弱性評価に係る常設委員会(S C A V: Standing Committee on Assessment of Vulnerabilities)の下で、気候変動リスクの金融安定への含意に関する分析が行われ、2020 年 7 月に「金融安定モニタリングにおける物理リスク及び移行リスクの考慮に係る金融当局の取組みに関するストックテイク報告書」、11 月には「気候変動の金融安定に対するインプリケーション」を公表した。

さらには、気候変動関連データの入手可能性やデータギャップに関する検討が進められているほか、2021年2月より、SRCの下で、気候変動リスクの規制・監督及び気候関連情報開示に関する作業も始動している。

2. 金融技術革新

[ステーブルコイン]

2019年の暗号資産に関連した新たな構想の出現を踏まえた対応として、いわゆる「グローバル・ステーブルコイン」に関しては、2019年10月、G20財務大臣・中央銀行総裁会議において、政策及び規制上のリスクがサービス開始前に適切に対処される必要があること、2020年におけるFSB等の更なる報告を求めることが合意された。その後、SRC傘下の作業部会で作業が進められ、2020年4月から7月にかけて市中協議が行われた後、2020年10月に規制・監督等に係る10の提言を含む「『グローバル・ステーブルコイン』の規制・監督・監視ー最終報告とハイレベルな勧告」が公表された。

[BigTech/SupTech]

BigTech の新興国市場への参入や SupTech/RegTech の金融システム安定への含意について、SCAVの下で分析が進められ、2020 年 10 月に、それぞれ「新興国における BigTech 企業」、「当局・金融機関による SupTech・RegTech の活用」が公表された。

3. クロスボーダー送金の改善

FSBは、2020 年2月のG20 財務大臣・中央銀行総裁会議において、送金を含む、より安価で、迅速な資金移動を促進するよう、グローバルなクロスボーダー決済を改善する必要性が指摘されたことを受け、決済・市場インフラ委員会(CPM I)やその他の関係基準設定主体や国際機関と協調して作業を開始した。2020 年 10月のG20 において、19 の構成要素から成り、ハイレベルなアクションプランとタイ

ムラインを提示した「クロスボーダー送金の改善: ロードマップーG20 向け第三次報告書」が承認された。2021 年 5 月には、クロスボーダー送金の 4 つの課題(コスト、スピード、透明性、アクセス)に対処するための定量目標を定めた市中協議文書「クロスボーダー送金の 4 つの課題の対処に向けた目標」を公表した。

4. アウトソーシング/サイバー

金融機関によるクラウド利用の金融システム安定への含意について 2019 年 12 月に「クラウドサービス利用における第三者サービスへの依存:金融安定への影響に関する考察」が公表された後、SRC傘下の作業部会で、クラウドを含むアウトソーシング・サードパーティ全般を対象に規制・監督アプローチに関する分析が進められ、2020 年 11 月に「アウトソーシング・サードパーティに関する規制・監督上の論点」が公表された。その後の市中協議及び民間を交えた会合で挙げられた意見を取り纏め、2021 年 6 月に「アウトソーシング・サードパーティに関する規制・監督上の論点(市中協議に寄せられた意見の概要)」が公表された。また、SRC傘下の作業部会で、サイバー事象への初動・回復対応に関する分析が行われ、2020 年 4 月から7月にかけて市中協議が行われた後、2020 年 10 月に「サイバー事象への初動と回復に関する効果的な実務」が公表された。

5. 市場の分断

世界金融危機以降、G20 は、金融規制改革を進め、国際共通ルールに合意し、持続的な経済成長の基盤である「開かれた強靭な金融システム」の維持・強化を目指してきたが、一方で、各国における取組みが金融市場を分断させるリスクを懸念する声が高まっている。こうした中、金融市場の分断が、危機時に流動性の低下等を通じ金融システムの安定性を脅かすことや、金融仲介機能の効率性を損なうことを回避する取組みの必要性について日本から問題提起を行い、2019 年日本議長国下のG20 財務トラックの優先課題の一つに「市場分断の回避」を設定した。委嘱を受けたFSB及びIOSCOが同年6月G20に提出した報告書に基づき、各主体において議論が進められてきた。2020 年にFSBは、各国のコロナ対応施策に起因する市場の分断を最小化する観点から施策のレポジトリを設置し、当局間の情報交換を促進してきた。市場の分断に関する各作業の状況は、IOSCOによる各国当局の規制・監督への「依拠」に関する好事例の特定等に関する報告書とともに、2020 年 10月のG20 財務大臣・中央銀行総裁会議に報告された。

6. 金融機関の実効的な破綻処理

FSBでは、傘下の破綻処理運営グループ(ReSG:Resolution Steering Group)を中心に、2011年11月に策定された「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」(Key Attributes)に沿った秩序ある破綻処理制度の整備や、整備された

制度に基づく円滑な破綻処理の実施について議論が行われている。銀行セクターについては、破綻処理の実効性向上のための検討作業が進められているほか、2021 年4月には、これまでの規制改革に対する評価として「『大きすぎて潰せない問題(TBTF)』に対する改革の影響評価」を公表した。保険セクターや金融市場インフラ(FMI)についても、Key Attributes に沿った実効的な破綻処理枠組みの構築に向けての検討が進められている。

I 沿革

バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委員会、BCBS: Basel Committee on Banking Supervision)は、ヘルシュタット銀行(西ドイツ)破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、1974年に、G10の中央銀行総裁の合意によって発足し、1975年2月に第1回会合を開催した。

バーゼル委員会の任務は、銀行監督に関する共通の基準・指針を策定する観点から、 ①国際的に活動する銀行の自己資本比率規制など国際的な基準の設定、②銀行監督を めぐる諸問題に関する話し合いの場の提供、である。バーゼル委員会が公表する監督 上の基準・指針等は法的拘束力を有するものではないが、各国の監督当局が自国内に おいてより実効性の高い銀行監督を行うとともに、クロスボーダーで活動する銀行が 円滑に業務を行えるよう、各国の規制を国際的に整合性のあるものにするための環境 整備に資するものとして、世界各国において幅広く取り入れられている。

バーゼル委員会は、現在、下記の 28 の国・地域の 45 の銀行監督当局及び中央銀行によって構成されており、日本からは金融庁及び日本銀行が参加している。

欧 州: 英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、スイス、スウェーデン、 オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、EU

アジア:日本、中国、韓国、香港、シンガポール、インド、インドネシア

北 米:米国、カナダ

中南米:ブラジル、アルゼンチン、メキシコ

その他:オーストラリア、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ

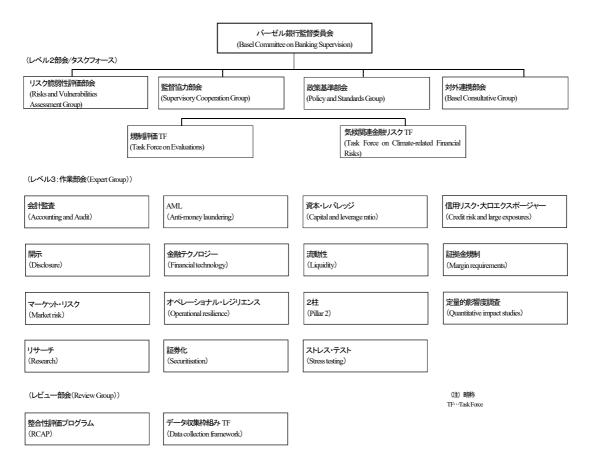
Ⅱ 組織

バーゼル委員会は、主としてバーゼル(スイス)にある国際決済銀行(BIS)本部において、原則年3回の会合を開催している。議長は、2019年3月からスペイン中央銀行のパブロ・エルナンデス・デコス総裁が務めている。

バーゼル委員会の組織・活動内容は 2020 年に見直され、バーゼル委員会の下には、政策基準部会(PSG: Policy and Standards Group)、監督協力部会(SCG: Supervisory Cooperation Group)、リスク脆弱性評価部会(RVG: Risk and Vulnerabilities Assessment Group)、対外連携部会(BCG: Basel Consultative Group)の4つのレベル2部会や、規制評価タスクフォース(TFE: Task Force on Evaluations)、気候関連金融リスクタスクフォース(TFCR: Task Force on Climate-related Financial Risks)などが設置された。さらに、その下には各分野を専門的に検討する作業部会が設けられている。

各部会・作業部会等は、バーゼル委員会から付託されたマンデートに従って議論を 行い、結果はバーゼル委員会に報告・議論される。また、特に重要な案件に関しては、 バーゼル委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ(GHO S: Group of Governors and Heads of Supervision) 会合で議論されることになっている。

バーゼル銀行監督委員会(BCBS)の組織



Ⅲ 主な議論

1. バーゼル委員会における組織・活動内容の見直しの基本方針の承認

バーゼル委員会は、バーゼルⅢの最終合意や金融を取り巻く環境の変化を受けて、 2019 年 10 月以降、組織・活動内容を見直すための戦略的レビューを進めてきた。

この下で、2020 年 11 月には、バーゼル委員会の組織・活動内容の見直しの基本方針が承認された。具体的には、世界金融危機後のバーゼル皿の政策アジェンダ (※) に明確な終止符を打つこと、バーゼル委員会のバーゼル皿関連の今後の作業は、① 基準の実施・適時性・整合性のモニタリング、及び②コロナ危機の教訓も考慮に入れた、規制改革の有効性に関するエビデンスに基づいた評価の完了を焦点とし、その実現のためにバーゼル委員会の従来のレベル2部会及び作業部会について再編を行うことに合意した。

加えて、バーゼル委員会の将来の作業については、銀行システムにおける潜在的なリスク・脆弱性に対処するために、低金利環境を含む銀行セクターにおける構造的な変化や、進行中の金融のデジタル化、及び気候関連金融リスクを含む、新たに台頭するトピックに焦点を当てていくことが合意されている。

(※) バーゼル皿(国際的な銀行の自己資本比率規制等)の策定及び実施

2008 年 9 月のリーマン・ショックを契機として、国際的な金融規制改革において、国際的に活動する銀行に対する新たな基準の設定が中核的課題とされ、自己資本の質・量の強化(2010 年合意)や流動性規制の導入・開示規制の見直し等(2013 年以降合意)が進められてきた。また、2017 年 12 月にはこれらの見直し作業を完了させるものとして、リスクアセットの過度なバラつきを軽減するためのリスク計測手法等の見直し(バーゼル皿の最終化)が公表された。

最終化されたバーゼル団は 2022 年から各国において段階的に実施される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受け、2020 年 3 月、金融機関の実務上の負担を一時的に軽減する観点から、実施開始時期を 1 年間延期(2023 年から実施)することが合意された。

2. 気候関連金融リスク

気候関連金融リスクについては、2020年2月にタスクフォースを設置し、同年4月に各国当局の取組状況をとりまとめたレポートを公表している。2021年4月には、「気候関連金融リスクの波及経路」及び「気候関連金融リスクの計測手法」と題する分析報告書を公表した。これらの文書は、学界や当局の先行研究、金融機関との対話や他の国際的な機関による成果物をもとに分析した結果をまとめている。

「気候関連金融リスクの波及経路」は、気候関連金融リスクがどのように発生し、銀行及び銀行システムに影響を及ぼすかについて分析しており、「気候関連金融リスクの計測手法」は、気候関連金融リスクの計測における課題と、銀行及び各国当局の計測手法の実務の現状についてまとめている。

バーゼル委員会は、これらの文書を踏まえて規制、監督、開示の観点から検討を 行っていく予定としている。

3. オペレーショナル・レジリエンス及びオペレーショナル・リスク

バーゼル委員会は、2020 年8月より実施されていた市中協議の結果を踏まえ、3月31日、「オペレーショナル・レジリエンスのための諸原則」及び「健全なオペレーショナル・リスク管理のための諸原則の改訂」と題する最終文書を公表。

「オペレーショナル・レジリエンスのための諸原則」は、サイバー攻撃や自然災害などの発生時における銀行の重要業務の継続について、銀行に対して求める計7の原則(ガバナンス、オペレーショナル・リスク管理、業務継続計画とテスト、相互連関性の特定、サードパーティ依存度の管理、インシデント管理、サイバーを含む情報通信技術のセキュリティ対応)を示している。また、「健全なオペレーショナル・リスク管理のための諸原則」は、2003年に策定され、2011年に改訂された版について、情報通信技術の進展などを踏まえ、今般、改訂している。

4. 暗号資産

バーゼル委員会は、2019 年 12 月に、「暗号資産に係るプルデンシャルな取扱いのデザイン」と題するディスカッション・ペーパーを公表。その後、具体的な規制・監督上の措置のあり方について検討が進められてきた。今般、2021 年 6 月、暗号資産エクスポージャーのプルデンシャルな取扱いに係る市中協議文書を公表した。

市中協議文書では、暗号資産を伝統的資産にリンクするものとして設計され規制・ 監督に服しているものとそれ以外に分け、後者については保守的な取扱いとしている。バーゼル委員会としては、基本的に保守的な取扱いを提案しているが、暗号資産の分類方法など、規制の具体化に当たっては多くの論点もある。暗号資産は急速に発展していることもあり、バーゼル委員会は、今後、市中の意見や金融安定理事会(FSB)等の他の国際的な基準設定主体の議論を踏まえながら、更に検討を深めていくこととしている。

5. システム上重要な銀行に対する対応

2010年11月にG20ソウル・サミットへ提出・公表されたFSB報告書「システム上重要な金融機関がもたらすモラルハザードの抑制」において、グローバルなシステム上重要な金融機関(G-SIFIs:Global Systemically Important Financial Institutions)への規制・監督上の措置の検討を進めることとされた。

これを受け、バーゼル委員会では、グローバルなシステム上重要な銀行(G-S I Bs: Global Systemically Important Banks)の①選定手法、②追加的資本上乗せ規制などが検討され、2011 年 11 月に規則文書が公表された(2013 年 7 月、本規則文書を更新した文書が公表)。

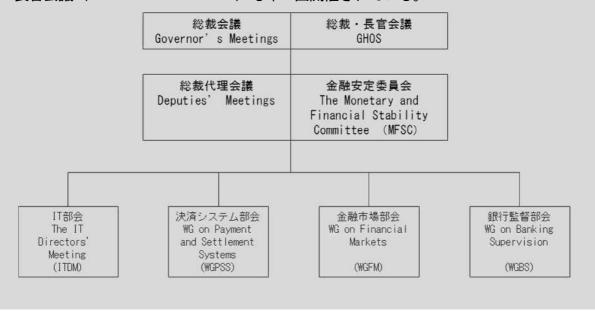
これに基づき、FSBからG-SIBsのリストが毎年公表されており、本リストに基づいたG-SIBsに対する追加的資本上乗せが適用されている(資本上乗せは2016年から段階的に実施されており、2019年3月から完全実施)。

G-SIBsの選定手法は、システム上の重要性に係る計測手法の発展等を踏まえ、3年ごとに見直すこととされている。2018年7月に公表された改訂版選定手法は、2021年より適用開始される予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、適用時期が1年後ろ倒し(2022年~)されることになった。

参考:東アジア・オセアニア中央銀行役員会議(EMEAP)

東アジア・オセアニア中央銀行役員会議(EMEAP: Executives' Meeting of East Asia and Pacific Central Banks)は、1991年、日本銀行の提唱により、同地域の中央銀行関係者が金融政策運営などについての情報・意見交換を行う場として発足した。メンバーは、日本・中国・韓国・香港・オーストラリア・ニュージーランド・インドネシア・マレーシア・フィリピン・シンガポール・タイの11か国・地域。

1996年以降、総裁会議及び金融市場、決済システム、銀行監督、ITの各分野の実務家会合が定期的に開催されており、銀行監督分野の実務家によって構成される銀行監督部会(EMEAP-WGBS)には金融庁も参加している。また、2012年より、総裁・長官会議(EMEAP-GHOS)も年1回開催されている。



I 沿革

証券監督者国際機構(IOSCO: International Organization of Securities Commissions) は、世界各国・地域の証券監督当局、証券取引所等から構成される国際的な機関である。加盟機関の総数は、普通会員(Ordinary Member:証券規制当局)、準会員(Associate Member:その他当局)及び協力会員(Affiliate Member:自主規制機関等)あわせて229機関(2021年6月現在)となっている。IOSCOの本部事務局は、マドリード(スペイン)に置かれている。

日本は、1988 年 11 月のメルボルン(オーストラリア)における第 13 回年次総会で、 当時の大蔵省が普通会員として I OS COに加盟した。現在は、金融庁が、2000 年 7 月の発足と同時にそれまでの金融監督庁(準会員)及び大蔵省(普通会員)の加盟地 位を承継するかたちで、普通会員となっている。その他、1993 年 10 月のメキシコ・ シティー(メキシコ)における第 18 回年次総会で証券取引等監視委員会が準会員とし て加盟したほか、商品先物取引を所掌している経済産業省及び農林水産省が普通会員、 日本取引所グループ及び日本証券業協会が協力会員となっている。

IOSCOは毎年1回年次総会を開催しており、2020年は11月にドバイ(アラブ首長国連邦)で開催される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ビデオ会議形式で開催された。次回は2021年11月にバーチャルで開催予定である。なお、我が国においても、1994年10月に東京で第19回年次総会が開催されている。IOSCOは、以下の3つを目的としている。

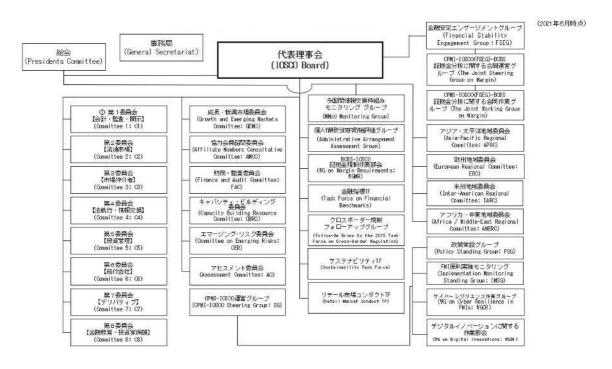
- ①投資家保護、市場の公正性・効率性・透明性の確保、システミック・リスクへの対処のために、証券分野の規制・監督等に関する国際基準の策定・実施等を行うこと
- ②投資家保護や、証券市場への信頼性向上のために、当局間において、情報交換や、 監督・不公正取引の監視における協力を行うこと
- ③各国における市場の発展支援、市場インフラの強化、規制の適切な実施のために、 各メンバーの経験を共有すること

IOSCOは、「証券規制の目的と原則」をはじめとする証券市場規制に係る国際原則、指針や基準等を定めている。これらは基本的にメンバーを法的に拘束するものではないが、メンバーはこれらを踏まえて自ら行動し、原則の遵守等に取り組むことが促されている。

その他、メンバー間の情報交換協力を促進するため策定されたIOSCO多国間情報交換枠組み(IOSCO・MMoU)については、2010年6月の代表委員会決議により、2013年1月までに全てのメンバーがIOSCO・MMoUへ署名(将来的な署名約束を含む)することが義務付けられ、各メンバーはIOSCO・MMoUに規定されている情報交換協力が実施できるような法制を整備することが求められている(なお、当庁は、2008年2月にIOSCO・MMoUに署名)。

Ⅱ 組織

証券監督者国際機構(IOSCO)の組織



1. 総会 (Presidents Committee)

総会は、全ての普通会員の代表者で構成され、年1回、年次総会時に開催される。

2. 代表理事会(IOSCO Board)

代表理事会は、2012 年 5 月の北京総会において、既存の理事会や専門委員会等を 統合して設立された会議体である。証券分野における国際的な規制上の課題への対 処や、予算の承認等、IOSCOのガバナンス確保、証券分野における能力開発等 に関する検討・調整を行うこととしており、その下に各種の委員会や作業部会が設 置されている。

代表理事会は、当庁を含む 33 当局 (2021 年6月現在)で構成されている。議長は、香港証券先物委員会 (SFC)のオルダーCEO (3期目)。副議長は、2020 年6月以降3名体制となっているが、米国商品先物取引委員会 (CFTC)のターバート委員長 (2021 年2月退任)の後任は空席となっており、ベルギー金融サービス市場局 (FSMA)のセルベ委員長とエジプト金融監督庁 (FRA)のオムラン委員長 (2021 年5月就任)の2名が務めている。いずれの任期も、2022 年の総会までとされている。

3. 地域委員会 (Regional Committee)

代表委員会の下には、アジア・太平洋地域委員会、米州地域委員会、ヨーロッパ地域委員会、アフリカ・中東地域委員会の4つの地域委員会が置かれており、それぞれの地域固有の問題が議論されている。我が国はアジア・太平洋地域の33当局等で構成されるアジア・太平洋地域委員会(APRC: Asia-Pacific Regional Committee)に属している。同委員会は、原則年2回対面会合が開催されていたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2020年以降は概ね2~3か月に1回、全てビデオ会議形式で開催されている。議長は2020年7月までは当庁の水口国際証券監理官(当時)が務め、2020年9月からは森田金融国際審議官が務めていた。

現在、新型コロナ発生下での地域金融市場の状況に関する情報交換、地域内外監督協力の強化、及びサステナブルファイナンスの問題などについて議論を行っている。

Ⅲ 主な議論

1. 概要

IOSCOは、主に証券分野における国際基準の検討・設定・普及と、監督及び法執行に関するクロスボーダーの国際協力の改善(IOSCO・MMoUの推進等)に取り組んでいる。近年は、G20サミットからのマンデートを受け、暗号資産の取引プラットフォーム、市場の分断など、証券分野の規制上の個別課題を検討する作業や、サステナブルファイナンスといった新たな課題における証券分野上の問題点を検討する作業、IOSCOメンバーの監督や法執行の分野での国際協力の水準を高める作業等に重点を置いて活動している。

また、2020年3月、代表理事会直下に「金融安定エンゲージメントグループ」(FSEG)を設置し、FSBと連携しながら、資本市場における金融安定リスク、特に、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うノンバンクセクターの脆弱性について議論している。前述の組織図に記載のとおり、IOSCOには、総会、代表理事会及び地域委員会のほか、分野に応じた8の政策委員会(Committee 1~8)や特定の課題を検討するタスクフォースなど、数多くのグループが設置されている。当庁は、全ての政策委員会のメンバーとしてIOSCOが常時取り組む分野の議論に参加するとともに、状況に応じた優先課題の対応のために設置される作業部会などその他多くのグループにも参加し、それらの成果物に向けた作業に取り組んでいる。

2. 会計・監査・開示に関する委員会 (Committee 1)

会計・監査・開示に関する委員会は、会計基準、監査基準及び開示制度に関する 諸課題について検討を行っている。会計及び監査分野では、国際会計基準(IFR S)の適用上の課題等に関する知見の共有、各国上場企業の監査委員会と外部監査 人との関与・連携、国際監査基準 (ISA) 等の基準設定主体のガバナンス等についての議論を行っている。開示分野では、上場企業による投資家向け開示情報の質及び透明性を高める観点等から議論を行っている。なお、2018 年 10 月より、当庁の園田企業開示課国際会計調整室長が Committee 1 の議長を務めており、2020 年 9 月の議長選で再任された (任期は 2022 年 11 月までの 2 年)。

3. 流通市場に関する委員会 (Committee 2)

流通市場に関する委員会は、証券等の流通市場に関する諸課題について検討を行っている。2020年8月には株式流通市場におけるマーケットメイク制度の考慮要素をまとめた報告書、2020年12月には株式市場におけるマーケットデータへのアクセスに関連する問題点について情報を集めることを目的とする市中協議文書を公表した。

4. 市場仲介者に関する委員会 (Committee 3)

市場仲介者に関する委員会は、証券会社等の市場仲介者の金融商品販売態勢や規制・監督の現状等を各国調査し、調査報告書の公表や、必要に応じて、市場仲介者・監督当局に向けた国際的な原則の策定を行っている。2020年9月には「社債による資金調達過程における利益相反に関するガイダンス」と題する最終報告書を公表した。

5. 法執行・情報交換に関する委員会 (Committee 4)

法執行・情報交換に関する委員会は、国際的な証券の不公正取引等に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っている。 現在、IT技術等の発展による新たな金融商品や勧誘方法等に対する法執行面での課題及び対応、一般投資家向けオンライン勧誘・販売に係る各種リスクへの対応、海外居住者に対する金銭処分の執行に係る課題、新型コロナウイルス感染症関連の不正やその調査方法などについて議論を行っている。

また、Committee 4 と同時に開催される審査グループ(Screening Group)会合において、IOSCO・MMoU及び強化されたMMoU(Enhanced MMoU:EMMoU)への署名審査及び署名促進のための方策の検討等を行っている。

6. 投資管理に関する委員会 (Committee 5)

投資管理に関する委員会は、集団投資スキーム等の資産運用業界の諸課題、資産 運用業界におけるシステミック・リスクに対応する規制のあり方等について議論を 行っている。また、資本市場における金融安定リスクに関連しうる課題については、 FSEGと連携しながら検討を行っている。

7. 格付会社に関する委員会 (Committee 6)

格付会社に関する委員会は、格付会社の規制・監督に関する諸課題について検討を行っている。

8. デリバティブ市場に関する委員会(Committee 7)

デリバティブ市場に関する委員会は従来、商品デリバティブ市場を担当する部会であったが、2017 年 10 月から新たに金融商品を含むデリバティブ市場を担当する部会となり、デリバティブ市場の透明性の向上等について検討を行っている。日本からは当庁のほか、経産省、農水省もメンバーとなっている。

9. 金融教育及び投資家保護に関する委員会 (Committee 8)

金融教育及び投資家保護に関する委員会は、2013 年6月に新設された委員会で、 投資家教育の促進及び金融リテラシーの向上、並びに投資家保護に係るIOSCO の役割や戦略的取組み等について検討を行っている。2017年より毎年同委員会主催 のリテール投資家向け啓発キャンペーン『世界投資者週間』が世界各地で開催され ており、当庁も毎年参加している。2020年は、コロナの状況を踏まえ、10月にオン ラインでイベントを開催した。また、2020年12月には「暗号資産に関する個人投 資家の教育」と題する最終報告書と、2021年1月に「個人投資家の苦情処理と補償 制度」と題する最終報告書を公表した。

10. エマージング・リスク委員会(CER)

エマージング・リスク委員会(CER)は、新興リスクや証券市場の状況について議論するとともに、証券当局がシステミック・リスク及び新興リスクの監視・特定・緩和等を行うための手法等について検討している。CERは、IOSCO内の各政策委員会及び地域委員会等が今後検討に値すると考えている問題点を広く収集した上で、Risk Outlook と題する報告書に集約する作業を定期的に行っている。Risk Outlook は、代表理事会が今後IOSCOとして優先的に取り組むべき課題を判断するための重要な基礎資料となる。

11. アセスメント委員会 (Assessment Committee)

アセスメント委員会はIOSCOにおいて策定された原則・国際基準の実施等に 関する議論を行っている。同委員会は、2020 年 11 月に、MMF改革に関するIO SCOの 2012 年提言の導入に関するテーマ別レビューの最終報告書を、2021 年 5 月に、取引所等及び市場仲介業者の事業継続計画に係るテーマ別レビューの最終報 告書をそれぞれ公表した。今後、2018年にIOSCOにおいて策定されたファンド の流動性リスク管理に関する提言の実施状況についてレビューを行う。

12. 証券分野における情報交換枠組みの構築

クロスボーダー取引が増大する等、各国証券市場の一体化が進んでいる中で、証券市場及び証券取引を適切に規制・監督するためには、各国証券規制当局間の情報交換が不可欠である。

日本は、これまで中国証券監督管理委員会(CSRC)(1997年)、シンガポール通貨監督庁(MAS)(2001年)、米国証券取引委員会(SEC)及び米国商品先物取引委員会(CFTC)(2002年)、オーストラリア証券投資委員会(ASIC)(2004年)、香港証券先物委員会(SFC)(2005年)並びにニュージーランド証券委員会(2006年)との間で、証券分野における情報交換枠組みに署名している。また、2006年1月には米国SEC及び米国CFTCとの情報交換枠組みについて金融先物をその対象に加える改訂を行った。更に、欧州証券市場監督局(ESMA)とは、格付会社に関する当局間の協力のための書簡の交換(2011年)及び清算機関に関する覚書への署名(2015年)、欧州の証券監督当局30当局とは、クロスボーダーで活動するファンド業者に対する監督協力に関する覚書への署名(2013年、2020年。2021年、英国のEU離脱に伴い英国との更新された覚書が発効。)、米国CFTCとは、クロスボーダーで活動する規制業者に対する監督協力に関する覚書への署名(2014年)をそれぞれ行った。2020年12月には、イタリア国家証券委員会(CONSOB)及びイタリア中央銀行(BOI)それぞれとの間で、証券分野を含む監督協力に関する覚書への署名を行った。

13. 多国間情報交換枠組み

12. の二当局間の情報交換枠組みに加えて、2006 年 5 月、複数当局間の情報交換枠組みである I O S C O・MM o Uに署名するための申請を行い、 I O S C O による審査を経て、2008 年 2 月に署名当局となった。2021 年 6 月現在、124 の証券当局が I O S C O・MM o Uに署名している。

その後、新たな規制・執行上の課題が生じていることから、2012 年以降、IOS CO・MMoUを強化するための改訂が議論され、2017 年3月にEMMoUが策定された。2021 年6月現在、19の証券当局がEMMoUに署名している。

外国の証券当局との間でこのような情報交換枠組みを構築することにより、インサイダー取引や相場操縦のような不公正取引に関する情報や証券監督上必要となる情報等を必要に応じて相互に提供することが可能となり、我が国及び署名相手国の証券市場の公正性・透明性の確保に寄与することとなる。

欧州では 2018 年5月に新たな個人情報保護法(欧州一般データ保護規則/GDPR)が施行。GDPRの下でも、引き続き、IOSCO加盟当局間での円滑な情報交換を可能とするため、IOSCOに加盟する欧州証券当局と非欧州証券当局の

間で、各国の個人情報保護制度を考慮しつつ、行政的取極を策定(当庁も起草チームに参加)。当庁は2019年4月26日に署名を行った。

なお、MMoUに基づきその署名当局間の情報交換を円滑に実施する上での課題・ 懸念等について定期的な協議を行う機関としてMMoUモニタリング・グループが 設置されており、2020 年8月から当庁の長岡参事官が議長を務めている(任期は 2022 年に予定されているIOSCO年次総会までの約2年)。

(注) 長岡MMoUモニタリング・グループ議長は、上記の個人情報保護に係る行政的取極の評価グループの議長も兼任している。

14. サステナブルファイナンスに関するタスクフォース

IOSCOは、2018年5月の代表理事会において、サステナブルファイナンスに関する取組みについてIOSCOメンバー間で情報共有・意見交換するための枠組みの設置を決定。各国の取組み状況に関する情報収集や関係者との意見交換を実施し、サステナブルファイナンスに関する市場関係者及び各国当局の取組みについてまとめた報告書を作成した(2020年4月14日公表)。

同報告書では、今後 I OS COとしての取組みを強化すべくタスクフォースの設置が提案され、2020 年6月に設置された。同タスクフォースでは3つの作業部会(企業のサステナビリティ開示、機関投資家のサステナビリティ開示、ESG格付け)が設置されており、当庁の池田CSFOが第3作業部会(ESG格付)の共同リーダーを務めている。2021 年6月には、第1作業部会(企業のサステナビリティ開示)の最終報告書、及び第2作業部会(機関投資家のサステナビリティ開示)の市中協議文書が公表された。

15. リテール市場におけるコンダクト問題に関する取組み

IOSCOは、2020年6月、リテール市場におけるコンダクト問題に関する情報 共有及び規制ツール等の検討のため、タスクフォースを設置。リテール市場の投資 家に対するコンダクト問題・事例とそれへの対処について検討している。

短期的な成果物として、新型コロナウイルス感染症の環境下において生じつつあるコンダクト問題に対処するための一助とすべく、危機時において生じた問題事例に関するケーススタディを集めたレポジトリ及び当該ケーススタディを取りまとめた報告書を作成し、2020年12月に公表した。

今後、中期的な成果物として、現在の規制手法への理解を深めるとともに、更なる検討を要する箇所を特定することを目指して、メンバー当局が採用している規制アプローチについて実態把握を行い、その結果を踏まえた規制ツールキットを作成予定である。

16. 市場の分断に関する取組み

日本議長国下のG20 財務トラックの優先課題の一つである「市場分断の回避」についての作業を担うため、I OS COは、2019 年 1 月、市場分断フォローアップグループを設置。設置当初より、水口審議官(当時)が共同議長を務め、2020 年秋からは森田金融国際審議官が共同議長を務めている。2019 年秋以降、国境を越えてサービスを提供する業者の規制監督に際し、当該業者の母国規制を信頼して「依拠」する仕組みに関する各国の好事例を特定する作業等を行い、2020 年 6 月に報告書を公表した後、2020 年 10 月のG20 財務大臣・中央銀行総裁会議に報告した。また、2020 年以降、I OS C O地域委員会や協力会員諮問委員会における市場分断事例の特定を目的とする継続的な議論や、監督カレッジの設立・実施に関する好事例の抽出に向けた作業が開始されている。

第5節 決済・市場インフラ委員会(CPMI)等[店頭デリバティブ市場改革]

I 沿革

2009年のピッツバーグ・サミット首脳宣言においては、以下の事項を行うことについて合意がなされた。

- ①標準化された店頭デリバティブ取引の、①適当な場合における取引所又は電子取引 基盤(ETP)を通じた取引、②中央清算機関(CCP)を通じた決済
- ②店頭デリバティブ取引の取引情報蓄積機関(TR)への報告

また、2011年のカンヌ・サミットにおいては、BCBS-IOSCOに対して、2012年6月までに清算集中されない店頭デリバティブ取引に関する証拠金に係る基準(証拠金規制)を市中協議用に策定することが求められた。

これらを受けて、IOSCO等の国際基準設定主体で国際原則の策定等がなされ、各国においても規制が整備・実施されている最中であるが、米国・欧州によるクロスボーダー取引への規制の適用を背景に市場分断のリスクが顕在化していることから、各国規制の調和や実施の調整等が課題となっている。2019 年6月に、FSBおよびIOSCO各々からG20 財務大臣・中央銀行総裁会議に提出された市場の分断に関する報告書には、店頭デリバティブ市場における事例が取り上げられているが、そのフォローアップとして、IOSCOは、各国当局の規制・監督への「依拠」に関する好事例の特定作業等を実施し、2020 年6月に報告書を公表した。

また、FSB SRC/ReSG、BCBS、CPMI、IOSCOは、2015年4月のG20財務大臣・中央銀行総裁会合にCCPに関する作業計画を共同で提出。当該計画に基づいて、CCPの強靭性、再建、破綻、清算集中に係る相互依存性の分析等について作業が行われてきている。2020年11月にはFSBから「CCPの破綻処理財源及び株式の取扱いに関するガイダンス」の最終版が公表された。

Ⅱ 主な議論

1. 決済・市場インフラ委員会(CPMI-IOSCO)

G20 の提言を踏まえ、I OSCOとBISの決済・市場インフラ委員会(CPM I: Committee on Payments and Market Infrastructures、2014年9月に支払・決済システム委員会(CPSS: Committee on Payment and Settlement Systems)から改称)が共同で、資金決済システム、証券決済システム及び清算機関に係る既存の国際基準の包括的な見直しを実施し、2012年4月にこれらを1つにまとめた「金融市場インフラのための原則」(FMI原則)を公表した。その後CPMI-IOSCOは、FMI原則の実施状況のモニタリングやFMIに対する規制のあり方について継続的な議論を行っている。

(1) 政策常設グループ(PSG)

金融市場インフラの規制のあり方について議論するグループ。近年では主にCCPの強靭性(ガバナンス、ストレステスト、財務資源、証拠金等)及び再建に関する議論を行っている。2020年以降、同年6月に公表された「清算機関のデフォルト処理オークションに関する論点」のフォローアップを実施するとともに、CCPにおけるクライアントクリアリング、参加者破綻に起因しない損失(Non-Default Loss)への対応、ステーブルコインの仕組み(Stablecoin Arrangements)に対するFMI原則の適用について分析・検討作業を行っている。

(2) 実施モニタリング・グループ(IMSG)

各国におけるFMI原則実施の促進に向け、FSB、CPMI又はIOSCOのメンバーである28法域において、実施状況を定期的に評価・モニタリングするために設置されたグループ。2020年には、ブラジルのレベル2評価報告書が公表された。また、レベル1評価については、全28法域について年次でデータベースの更新作業が行われている(最新版は2021年5月に更新)。

(3) サイバーレジリエンス作業部会 (WGCR)

FMI原則を補完するものとして、サイバーレジリエンスに関するガイダンスを策定するために設置されたグループである。2016年6月の「金融市場インフラのためのサイバー攻撃耐性に係るガイダンス」公表以降は、そのフォローアップとして、ガイダンス実施の進捗状況に関するサーベイやラウンドテーブル開催に取り組んでいる。

2. FSB固有取引識別子・固有商品識別子ガバナンスに関する作業部会(GUUG)

当該作業グループ(GUUG)は、CPMI-IOSCOで検討されたUTI・UPI技術ガイダンスの実施を効果的に行うため、ガバナンスの枠組みの検討を行う作業グループとして 2016 年3月にFSBの下に設置された。2018 年1月にUTIガバナンスについて、2019 年10月にUPIガバナンスについて、それぞれ最終文書を公表した後は、UTI・UPI・CDEの暫定的なガバナンス主体として識別子全体のガバナンスを担っていたが、2020 年10月1日をもって解散し、これらの3識別子のガバナンスの役割は、LEIのガバナンスを行う為に 2013 年に発足した規制監視委員会であるROCに移管された。

3. FSB店頭デリバティブ作業グループ(ODWG)

2009 年のG20 ピッツバーグ・サミットで合意された店頭デリバティブ市場改革について、各国の進捗状況を管理する目的でFSBの下に設立されたグループである。これまで、年に1度の頻度で各国の改革に関する進捗状況を纏めたプログレスレポートを公表してきたが、2020 年7月、FSB本会合はODWGの解散を決定した。その後は、FSB基準実施に係る常設委(SCSI)が同作業を引き継いでいる。

4. BCBS-IOSCO証拠金規制作業部会(WGMR)

CCPで清算されない店頭デリバティブ取引については、システミック・リスクを低減するとともに、CCPへの証拠金拠出を回避するインセンティブを抑制することを通じてCCPの利用を促進するという観点から、BCBSとIOSCOが共同作業部会(WGMR)を設置して、規制の在り方を検討している。2013年9月に最終報告書を公表した後、2015年3月、2019年7月、2020年4月に最終報告書の改訂を行っており、現在も作業部会等において、マージン規制の着実な実施に向けて議論が続けられている。

5. 規制監視委員会 (ROC) およびグローバルLE I 財団 (GLE I F)

LEIとは、金融取引等を行う主体を識別するための国際的な番号で、世界的な金融危機後、金融取引の実態を効率的・効果的に把握する目的から、2011年のG20カンヌ・サミット首脳宣言により導入が合意され、利用が進められてきたものである。

2013年1月、当局からなる規制監視委員会(ROC)が発足。2014年6月には中央業務機関を運営する組織としてグローバルLEI財団が設立され(グローバルLEI財団の設立者はFSB、設立準拠法はスイス法)、その後は、LEIの利用拡大の検討、符番されたLEIの更新、LEI参照データ項目の検討など実務的な議論を継続している。なお、ROCは、2020年10月以降、UTI・UPI・CDEのガバナンス主体として識別子全体のガバナンスも担っている。

第6節 保険監督者国際機構(IAIS)

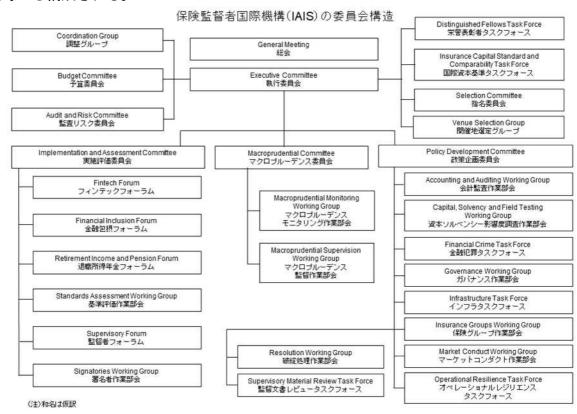
I 沿革

保険監督者国際機構 (IAIS: International Association of Insurance Supervisors) は、1994年に設立され、世界の各国・地域の保険監督当局等の約 200機関(メンバー)で構成されており、日本は、1998年よりメンバーとして参加している。

IAISは、①効果的かつ国際的に整合的な保険監督の促進による、保険契約者の利益及び保護に資する公正で安全かつ安定的な保険市場の発展と維持、②国際的な金融安定化への貢献を目的としている。事務局はスイス・バーゼルの国際決済銀行(BIS)内にある。

Ⅱ 組織

IAISは、総会、執行委員会、その他委員会(予算委員会、監査リスク委員会、政策企画委員会、マクロプルーデンス委員会及び実施評価委員会)、小委員会及び事務局等から構成される。



1. 総会

IAISの全てのメンバーで構成されており、毎年1回、年次総会が開催される。

2. 執行委員会

新たな監督原則、基準、指針等の採択をはじめとした、主要な決定を行う最高意思決定機関であり、地域構成のバランスを考慮した32の国・地域(北米:7、西欧:7、アジア:7、オセアニア:1、ラテンアメリカ:2、アフリカ南部:2、北アフリカ・中東:2、中東欧:2、オフショア:2)のメンバーから構成されている。現在の議長は、英国健全性監督機構(PRA)のサポルタ理事であり、副議長は、当庁の飛彈国際政策管理官、米国全米保険監督官協会(NAIC)のアルトマイヤー会長、南アフリカ中央銀行のボゲルサン監督局長の3名が務めている。

3. 政策企画委員会

執行委員会の下、監督基準の策定等を所掌している。政策企画委員会の下には、ソルベンシー、破綻処理、会計・監査、ガバナンスなど個別分野ごとに作業部会が設置されており、保険基本原則(I C P: Insurance Core Principles)及び国際的に活動する保険グループ(I A I G s)の監督のための共通枠組み(C o m F r a m e: Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups)の策定などを担当している。

4. マクロプルーデンス委員会

執行委員会の下、システミック・リスクへの対応に関する業務を所掌している。 マクロプルーデンス委員会の下には、マクロプルーデンス監督作業部会及びマクロ プルーデンスモニタリング作業部会が設けられており、関連するICP及びCom Frameの策定や、保険セクターにおけるシステミック・リスクのための包括的 枠組みの実施、グローバルな保険市場の動向に関する報告書の作成などを担当して いる。

5. 実施評価委員会

各国における監督基準の実施状況の評価や、クロスボーダーの情報交換に関する 作業部会等が設置されている。

Ⅲ 主な議論

1. 国際的に活動する保険グループ(IAIGs)の監督のための共通枠組み(ComFrame)

IAISは、金融危機を踏まえた対応として、2010年よりComFrameの開発に着手し、数次の市中協議を経て、ICPにComFrameを統合したうえで、2019年11月の年次総会でComFrame及び改定されたICPを採択した。

- (※) IAIGsを選定するベンチマークとして、「3つ以上の法域において保険料収入があり、かつ、海外保険料収入比率が 10%以上であることを前提に、総資産500億ドル以上、または、保険料収入100億ドル以上の規模を有する保険グループ」という基準が示されている。IAIGsの選定・公表は、各当局の裁量に委ねられている。
- 2. I A I G s に適用される国際資本基準 (I C S: Insurance Capital Standard) の検討

I A I Sは、2013 年より I A I G s に適用される I C S の開発に着手し、2017 年 7月に拡大フィールドテストのための国際資本基準(I C S Version 1.0)を公表し、2018 年 7月に I C S Version 2.0 に関する市中協議文書を公表したうえ、2019 年 11 月にモニタリング期間のための I C S Version 2.0 に合意した。 I C S Version 2.0 は、2020 年から 2024 年までの 5 年間のモニタリング期間を経た後、規制資本として実施されることとなっている。

また、IAISは、2024年までに、米国等の開発する合算手法のICSとの比較可能性を評価することとしている。IAISは、合算手法の比較可能性の定義及びハイレベル原則の市中協議文書を2020年11月に公表したのち、2021年5月に同定義及びハイレベル原則を最終化した。

3. システミック・リスクへの対応

金融規制理事会(FSB)は、2013年より2016年まで毎年、IAISの開発したグローバルなシステム上重要な保険会社(GーSIIs)の選定手法に基づき、GーSIIsのリストを公表してきた(これまで日本社がリストに含まれたことはない)。一方、IAISは、保険セクターにおけるシステミック・リスクの評価枠組みの見直しに着手し、2017年12月には市中協議文書「システミック・リスクに対する活動ベースのアプローチ」を公表し、2018年11月には市中協議文書「保険セクターにおけるシステミック・リスクのための包括的枠組み」を公表したのち、2019年11月の年次総会で同枠組みを最終化した。

参考: アジア保険監督者フォーラム (A F I R: Asian Forum of Insurance Regulators)

AFIRは、アジアを中心とする保険監督当局の間の保険監督上の相互理解及び連携強化を目的として 2005 年に発足した。金融庁は、AFIRの発足以来参画しており、近年では 2019 年 5 月の年次総会(於マカオ)、2020 年 7 月の年次総会(オンライン会合)にそれぞれ当庁から国際政策管理官が参加し、他国当局と定期的な意見交換を行っている。

4. その他

(サステナブルファイナンス)

IAISは、2017年より、持続可能な保険フォーラム(SIF)と連携して、保険会社の業務の持続可能性に関する課題と機会について議論を行っている。2018年7月には、「保険セクターにおける気候変動リスクに関するイシューペーパー」、2020年2月には、「TCFD提言実施に関するイシューペーパー」を公表。2020年10月、保険監督当局が、気候関連リスクを監督枠組みにどのように組み入れているかについて市中協議文書「保険セクターにおける気候関連リスク監督に係るアプリケーションペーパー」を公表したのち、2021年5月に最終化した。また、2021年3月より、SIFとともに、生物多様性を含む自然関連リスクに関する作業を開始している。

I 沿革

金融活動作業部会(FATF: Financial Action Task Force)は、マネロン等対策における国際協調を推進するため、1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間会合であり、事務局はパリのOECD内に置かれている。2001年の米国同時多発テロ事件以降はテロ資金供与対策、2012年以降は拡散金融対応にも取り組んでいる。

FATFのメンバーはOECD加盟国を中心に2021年6月現在37か国・2地域機関である。FATFは、条約に基づく恒久的な国際機関ではなく、政府間の合意に基づき、その活動内容と存続の要否が見直される。

FATFの主な役割は、以下のとおりである。

- ① マネロン等対策に関する国際基準 (FATF勧告)の策定及び見直し
- ② FATFメンバー間におけるFATF勧告の遵守状況の監視及び相互審査
- ③ 国際的なマネロン等対策の拡大・向上
- ④ FATF非メンバー国・地域におけるFATF勧告遵守の慫慂
- ⑤ マネロン等の手口及び傾向に関する研究

「総会」に相当するFATF全体会合は通常年3回(2月、6月、10月)開催され、FATF勧告遵守に関する相互審査、今後の政策方針策定等の重要事項の審議及び採択等が行われている。また、総会の下には以下の部会が設置されている(括弧内は、我が国の担当省庁。我が国のHead of Delegationは財務省が務める)。

- ① PDG (Policy Development Group): 政策立案(主に金融庁、財務省)
- ② ECG (Evaluation and Compliance Group): 相互審査 (主に財務省)
- ③ I C R G (International Cooperation and Review Group): 高リスク国・非協力 国への対応(主に外務省)
- ④ RTMG(Risk, Trends and Methods Group):マネロン等に関するリスク・傾向・手法の分析(主に警察庁)
- ⑤ GNCG (Global Network Coordination Group): FATF型地域体 (FSRBs)・国際機関との連携 (主に財務省)

FATFは、各メンバー国・地域に対して、メンバー国・地域により構成される審査団を派遣し、勧告の遵守状況について相互審査を行っている。国際基準であるFATF勧告は、①マネロン等対策等の基本的枠組みである「40の勧告」及び②テロリズムとテロ資金供与対策の基本的枠組みである「9の特別勧告」により構成されてきた(旧勧告)。その後、第4次相互審査に向けて両勧告の改定、統合、整理が行われ、双方をカバーする新「40の勧告」が2012年2月のFATF全体会合において採択・公表された。

当該新「40の勧告」に基づき、2014年より、メンバー国・地域に対する第4次相互 審査が順次実施されている。第3次相互審査と異なり、第4次相互審査においては、 新「40 の勧告」で求められている法令等整備に係る形式基準の遵守(Technical Compliance)に加え、法令等の枠組みに則ったマネロン等対策に関する11項目の有効性(Effectiveness)についても審査される。

日本に対する相互審査は、2019 年 10 月から 11 月にかけて、FATF審査団が、金融庁を含む関係省庁及び金融機関等に対してオンサイト審査を実施した。審査結果を記した対日審査報告書については、当初、2020 年 6 月の FATF全体会合で採択予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う手続凍結を経て、2021 年 6 月会合で採択され、8 月に公表された。

今回の対日審査では、前回審査以降の取組みを踏まえ、日本のマネロン等対策の成果が上がっているとの評価を得た。同時に、日本の対策を一層向上させるため、金融機関等に対する監督の強化等に ^(※)優先的に取り組むべきとされている。第四次対日相互審査報告書の公表を契機として、政府は今後3年間の行動計画を策定・公表しており、引き続き、官民が連携してマネロン等対策高度化の取組みを継続していく。

(※) 具体的には、①マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の監督強化、②金融機関等のリスク理解向上とリスク評価の実施、金融機関等による継続的顧客管理の完全実施、④取引モニタリングの共同システムの実用化の4項目に優先的に取り組む。

Ⅱ 主な議論

1. 暗号資産に関する議論

2019年6月、暗号資産に関するFATF基準の採択を受け、業界との対話および 基準遵守に向けた業界の取組みのモニタリング等のために、FATF政策企画部会 (PDG)傘下にコンタクト・グループが設立された。当庁の羽渕国際政策管理官 が同グループ共同議長を務め、本分野でのFATFでの議論を主導している。

2021年6月には、上記コンタクト・グループのもとで、暗号資産に関する FATF 基準 (2019年6月最終化)のグローバルな実施状況とその課題に関する 2回目の報告書が採択された (2021年7月公表)。また、FATFの暗号資産ガイダンス改訂作業においても、当庁がプロジェクト・リードを務め、市中協議案 (2021年3月公表)の取り纏めに主導的な役割を果たした (2021年10月公表)。

2.「リスクベース・アプローチによる監督に関するガイダンス」について

実効的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の実施においては、従来のルール・ベースの対応ではなく、リスクを適時・適切に特定・評価し、そのリスクに見合った低減措置を講ずる、いわゆる「リスクベース・アプローチ」の考え方が基本であり、リスクベース・アプローチによる監督強化が世界的な課題となっている。こうした中、FATFは、2021年3月4日、「リスクベース・アプローチによる監督に関するガイダンス」を公表した。

3. その他の議論

現在、FATFでは、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策分野のデジタル・トランスフォーメーションが優先課題の1つとなっており、官民におけるAML/CFTの実施をより効果的にする新技術の機会と課題に関する報告書、および、民間セクターにおける AI やビックデータの活用促進に向けたデータプーリング・共同分析とデータプライバシー・保護にかかる報告書が 2021 年6月に採択された。

また、クロスボーダー送金にかかる課題(高コスト、スピード不足、透明性の欠如)について、G20 での問題意識を受け、現在、FSB(金融安定理事会)を中心に、課題改善に向けた19の構成要素(Building Blocks(BB))に沿って、国際機関の協調の下、作業が進められている。このうち、BB5「AML/CFT規制の調和」について、FATFが主担当となって検討を進めている。

第8節 その他の主体

I サステナブルファイナンス関連のその他の会議主体

サステナブルファイナンスに関しては、前節までに記載した会議主体における議論の他にも、以下の会議体における活動を通じて、国際的な議論に積極的に参画している。

1. 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク(NGFS)

NGFS (Network for Greening the Financial System) は、気候リスクへの金融監督上の対応を検討するための中央銀行及び金融監督当局の国際的なネットワークとして、2017 年 12 月に設立された。現在 100 以上の当局や国際機関が参加しており、当庁は 2018 年 6 月に加盟、2020 年 11 月からは運営委員会メンバーとして活動している。

気候関連リスク等に関するミクロ及びマクロプルーデンス、グリーンファイナンス促進、データギャップといったテーマ別の作業部会において分析を進めており、2021 年4月に「サステナブルファイナンス市場の動向」、5月には「データギャップ解消に向けた活動進捗報告書」を公表したほか、6月には、2020年に公表したNGFS気候シナリオのアップデートも行っている。

2. サステナブルファイナンスに関する国際的な連携・協調を図るプラットフォーム(IPSF)

IPSF(International Platform on Sustainable Finance)は、2019年10月に欧州委員会が中心となり発足させた多国間フォーラムであり、サステナブルファイナンスに係る民間資金の流通拡大や統合的な市場の促進を目標とする。2021年6月末現在、17か国・地域の当局、及びオブザーバーである11の国際機関が参加しており、当庁は2020年11月にメンバーとなった。

タクソノミー、開示、金融商品・ラベル等についてベストプラクティスの共有や 各国・地域の取組みに関する情報交換等を行うこととしており、当庁は開示に関す るワーキンググループの議長を務めている。

3. 国際会計基準(IFRS)財団

国際会計基準(IFRS)の設定主体であるIFRS財団は、2020年9月、サステナビリティに関する国際的な報告基準を策定すべく、新たな基準設定主体を設置する旨の市中協議文書(コメント期間:2020年9月末~12月末)を公表した。これに対し、当庁及び公益財団法人財務会計基準機構(FASF)が事務局を務めるIFRS対応方針協議会において国内関係者の意見集約を行い、2020年11月、基準

設定主体設置に対する賛意や報告基準に対する日本の考え方等をまとめたコメントレターをIFRS財団に発出した。

2021年4月30日、IFRS財団は、2020年9月末~12月末に実施した市中協議結果のフィードバック文書の公表、及び、新たな基準設定主体(ISSB: International Sustainability Standards Board)のメンバー構成等を含む定款改訂案の市中協議(コメント期間:2021年4月末~7月29日)を開始した(IFRS財団は2021年11月にISSBの設置を公表)。

3. その他

2020年10月、当庁は国際資本市場協会(International Capital Market Association: I CMA)が定めるグリーンボンド原則及びソーシャルボンド原則の諮問委員会のメンバーに前年に引き続き選任され、トランジションファイナンス等に関する議論に参加している。

Ⅱ 経済協力開発機構(OECD)

1. コーポレート・ガバナンス委員会

(1)沿革

OECD加盟国・非加盟国に対する普及活動として、G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則に基づくピアレビューの実施、世界各地でのラウンドテーブル開催等を行っている。2016 年 11 月より、同委員会の議長を総合政策局(併任)の神田眞人氏(財務省財務官)が務めている。

(2) 主な議論

OECDコーポレート・ガバナンス原則(1999 年制定、2004 年、2015 年改訂)は、コーポレート・ガバナンスの国際標準として、各国の政策立案を支援する指針を提供するものであり、世界銀行の「国際基準の遵守状況に関する報告書」の評価基準や、FSBが指定する「健全な金融システムのための主要基準」の1つに位置付けられる。

本原則は、OECDのコーポレート・ガバナンス委員会が所管している。同委員会は、世界的な金融危機以降の状況変化等を反映すべく、OECD非加盟国の参加も得ながら、2013年秋より、約10年ぶりとなる本原則の改訂作業を開始。作業結果は2015年11月のG20サミットに提出され、「G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則」として承認された。

主な改訂内容は以下のとおりである。

- ①機関投資家の運用資産増加、資本市場構造の複雑化に鑑み、機関投資家による議決権行使の実績の開示や議決権行使助言会社などによる利益相反管理を明記。
- ②金融危機の教訓を踏まえ、リスク管理に係る取締役会の役割を拡充するとともに、役員報酬の決定に対する株主関与を強化。
- ③近年の動向を踏まえ、クロスボーダー上場企業に対する規制、非財務情報の 開示、関連当事者間取引の適切な管理等の新たな論点を追加。

また、本原則の各国における実施状況を評価するための方法(メソドロジー) (2006 年策定) も、改訂原則の普及・実施のため、2017 年3月に改訂・公表された。

OECDは、2021 年6月30日にローマにて開催された事務総長主催のイベントにて、コーポレート・ガバナンス委員会が作成した、コロナ禍が資本市場等にもたらした影響を分析した報告書を公表するとともに、コロナ禍で生じた経済社会・資本市場の変化に企業が対応し、資本市場を活用した長期的価値の最大化の達成を支援することを目指し、同委員会がG20/OECDコーポレート・ガバナンス原則の見直し作業に着手することを公表した。

2. 保険·私的年金委員会(IPPC、Insurance and Private Pensions Committee)

(1)沿革

健全な保険・私的年金システムを構築する観点から、保険・私的年金に関する最新の動向についてデータ収集・情報交換を行うとともに、新たな政策課題について意見交換や政策提言を行うため、1961年9月に設立された。2019年3月より、当庁の河合美宏参与が同委員会の議長を務めている。

(2) 主な議論

会合には、OECD加盟国等の政府代表に加え、民間保険業界の代表も参加 し、官民交えた議論が行われている。最近では、デジタル化、サステナブルフ ァイナンス、高齢化、FinTech、人工知能、サイバー保険、規制当局の組織構造、 医療・介護保険、災害リスクといった分野の課題について議論がなされている。 参考:アジア保険・退職貯蓄ラウンドテーブル

OECDの保険・私的年金委員会(IPPC)が、各国当局、民間セクター、国際機関、学会関係者の対話の場として、毎年開催している。第1回会合は東京(2016年4月)、第2回会合はバンコク(2017年9月)、第3回会合(2018年4月)は東京、第4回会合(2019年3月)はミャンマー・ネピドーで開催された。第5回会合(2020年9月)及び第6回会合(2021年6月)は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、ウェブ形式で開催された。

Ⅲ 金融サービス利用者保護国際組織(FinCoNet)

1. 沿革

FinCoNetは、金融サービス利用者保護に関する情報・意見交換のために、金融消費者保護に関する監督当局間の非公式ネットワークとして、2003年に設立された。

愛、英、中、加、仏、豪、西、日など26ヵ国のメンバーの他、オブザーバーとして6機関(IAIS、コンシューマー・インターナショナル、欧州委員会、OECD、OGAP、世銀)等が加盟。議長は、Maria Lucia Leitao氏(葡中央銀行銀行行為監督局長)が、事務局はOECDが務める。

FinCoNetは、主に、銀行取引及び信用供与(Banking and Credit)に焦点を当て、金融サービスに係る利用者保護規制当局間で、監督上のリスク・課題を認識するとともに、監督手法や監督上のベスト・プラクティス等を共有し、金融サービス利用者保護を強化することを目的としている。

FinCoNetの全メンバーが集まる年次総会(年間の予算・方針等に係る重要な意思決定を議論)及び関連セミナー(一定のトピックについて、FinCoNet加盟国当局の他、業界・学会等も招待し幅広い参加者で議論)を、1年に1回、メンバー国持ち回りで開催している(2017年に、東京で年次総会等を開催)。

これら年次総会等の他に、FinCoNetのメンバー当局のうち、当庁を含む 11 当局 (2021年6月現在) から構成される執行評議会において予算執行や運営等を議論している。また、上記目的に沿った6つの常設委員会を設置し、FinCoNetにおける実質的な作業を行っている。

2. 主な議論

現在、各議題に応じて、6つの常設委員会(SC:Standing Committee)が設置されており、当庁はSC4、SC6のメンバーである。

委員会	参加国	作業内容
第1常設委員会(SC1) 監督ツールボックス 第2常設委員会(SC2) 短期かつ高金利の消費者	加長蘭、葡、沙葡長、	金融消費者保護の問題に対する各国の監督上の政策手法(監督ツール)を比較可能な形で検索可能な「道具箱」を構築し、一般向けに公表した。現在は活動を停止している。 2019 年 4 月 よ り、「貸 出 適 切 性 評 価 (creditworthiness)」をテーマとし、不動産担
金融のデジタル化 第3常設委員会(SC3)	伯、加、 中、独、 尼、葡、英 伊 (議	保ローンを含めた消費者金融を対象とした代替データ・ビッグデータを利用した借り手の評価手法について調査・議論している。 新型コロナウイルス感染症の影響により、デジ
モバイル技術・技術革新	長加英豪、リス の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	タル取引が増加していることを背景に 2021 年から活動を再開した。主に監督上の課題について調査・議論している。
第4常設委員会(SC4) フィンテックへの対応	加議(長豪独尼阿一ス(長共)、同日伯加葡露シリストでである。	I T技術の発展等が金融サービス利用者保護に与える影響として、そのリスク・監督上の課題及び監督上の対応について議論を進めている。マーケットコンダクトの監督を行う当局向けのSupTechツールについて取りまとめた最終報告書を2020年11月に公表した。
第5常設委員会(SC5) 金融商品に関する広告	露議(長阿西蘭、共加議南、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、	金融商品(特に、消費者金融等)に係る広告や販売・勧誘等の際の行為規制、情報提供・開示のあり方等に係る問題意識及び監督上の対応について取りまとめた最終報告書を 2020 年 11 月に公表した。
第6常設委員会(SC6) 顧客本意の金融商品、サービス等の提供	豪 長 葡 伊 西 独、	金融機関に対して、顧客本位な金融商品の設計 を促す監督上のプラクティスや各種ツール等 について取りまとめた最終報告書を 2021 年6 月に公表した。